

11.7 立憲デモクラシーの会 「戦争と女性」

今日は三点お話したいと思います。立憲主義と戦争について、現行憲法前文に掲げられている平和的生存権を守るために女性が果たす役割、そして、最後にいわゆる「慰安婦」問題に見られる現政府の人権感覚、です。

まず、立憲主義と戦争についてから、お話します。昨日木曜日は政治思想史の講義を教えているのですが、昨日は偶然、近代立憲主義を確立したジョン・ロックの講義をしてきました。ロックは自然法に基づいた市民法の下で、自然法の命令、すなわち諸個人の所有権、その内容は「自由・生命・財産」ですが、その所有権を守るという大原則に立法権・司法権・行政権という三権の権力者たちは縛られているとして、立憲主義の原理を説いた思想家です。国家は、諸個人の所有権である「自由・生命・財産」を守るために存在するわけですから、その原則に反する政府は市民の信託に背いたということで、政府たる資格を失います。ロックにとって、諸個人の所有権を守るというある意味で真理にも近い大原則が、かれの市民社会論を貫徹しています。今回読み返してはっとしたのですが、それはロックが戦争状態をどのように論じているのか、という点です。かれにとって戦争状態とは、諸個人が所有権を侵害され、にもかかわらず、司法に訴えその被害を回復する道がない状態を意味します。ですから、周知の法の下で公正な裁判が行われ、被害の救済が法の手続きに基づいてなされない場合は、戦争状態となります。

さらに、かれは非常に厳しく絶対君主制を批判しています。絶対君主制とは、諸個人の所有権・公共の福祉を守るという自然法に基づいた市民法ではなく、君主の意志や命令が絶対的な効力を及ぼしている状態です。かれは絶対君主の臣民、という言葉をややわざやいなおして、「絶対君主の臣民というよりはむしろ奴隷」だと言及し、絶対君主の下での人々の状態がいかに悲惨な戦争状態に他ならないかを論じています。つまり、戦争状態になる、というのは、市民が権力者の意志や命令に従わざるを得ない奴隷状態に置かれることを意味しているのです。

政府はいま、戦争をいかに始めるか、とりわけ集団的自衛権が発動される条件について議論していますが、戦争になれば、市民は奴隷状態になります。つまり、ロック的にいえば、わたしたち市民が市民社会を放棄し、自らの所有権、すなわち生命や自由や財産を、ある一部の権力者の命令の下に握られてしまう状態に陥ります。ロックを再読して痛感したのは、戦争が始まる時、それは、市民にとっての奴隷状態が始まる時だということです。憲法上の立法権によらない命令に従うことを市民が強制される状態を、自民党は着々と準備しているといえます。たとえば、自民党の改憲草案が第九章として、現行憲法にはない「緊急事態」を追加していることから、そのことは明らかだといえます。「緊急事態の宣言が発せられたときは、[...]内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」とあります。政令とはつまり、政府の命令に他なりません。その命令の下で、わたしたち市民の所有権、すなわち、自由・生命・財産は制限されることとなります。

では、この奴隷状態に抵抗するために、女性たちはどのような役割を果たすことができるのでしょうか。現行の憲法前文には、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から逃れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言されています。ロックの議論を援用するならば、恐怖と欠乏状態にあることは、わたしたちの所有権が侵害されている状態ですので、まさに奴隷状態におかれていることとなります。そして、先の大戦で銃後を守る役割を担わされた女性たちは、恐怖と欠乏状態がいかにも奴隷的な状態であったかを身を持って体験していますし、また現在深刻化している女性の貧困化、とくにシングルマザー世帯の子どもたちの欠乏状態は、先進国のなかでは異常な事態に陥っているといえるでしょう。教育費や子育て支援など、市民を育成する、ひとを育てるといふ政治にとって最も重要な事柄に予算を使わず、極端な言い方に聞こえるかもしれませんが、奴隷状態に置かれた市民を放置し、防衛費をそれでも上げ続ける政府に、奴隷状態の危険に晒されやすい立場にある女性たちは、大いに危機感を表さないといけないと思いますし、じっさいに全国で声を上げているのです。ただし、政府はそうした声に耳を貸そうとせず、貧困にあえぐ女性たちを嘲笑するかのよう、「輝け」というのです。これほど、市民を侮辱した政府がかつてあったでしょうか。

戦争状態とは、市民にとっては奴隷状態になることに他ならない、ということに気づくとき、なぜ政府は、戦争の始まりのことばかりに目を向け、戦争状態とはどのような状態なのかについて一言も言及しないのか、その理由も分かってくるはずですが、銃後という言葉は意味深長な言葉です。立憲デモクラシーの会の水島朝徳先生が『検証 防空法—空襲下で禁じられた避難』という本を今年 2 月に公刊されましたが、先の大戦で市民の所有権を守ったのは、市民たち自身だったことが詳細に論証されています。大陸への戦争にかけていった健全な男性兵士たちは、市民の暮らしを守るためには、現実にはなんの役割も果たしていません。当時の日本は、避難せず、自分たちの家や地域は自分たちで守れ、火消しは自分たちでするようにと、国民に命を投げ出させたのです。現在の軍事技術のハイテク化のなかで、かつてのような総力戦にはならないかもしれませんが、それでもなお、戦争になって侵害されるのは、市民の所有権であることには変わりはありません。どんな最先端の軍事技術をもってしても、領土内の市民への攻撃を防ぐことができないことは、すでにわたしたちは、合衆国への 9.11 同時多発テロでいやと言うほど見せつけられたはずです。残念ながらまだ邦訳がありませんが、エレヌ・スキャリーという合衆国の思想家が、『誰が国家を守ったのか』という 9.11 直後に書かれた論文のなかで、いかに合衆国の空軍が国土を守ることに無能であるのか、そもそも国土を守ることはその任務にはないことを批判しています。軍隊とは破壊・攻撃のために訓練されているのであって、傷つきやすいわたしたちの身体は、武力によっては守られないのです。この点について、雑誌『現代思想』の 11 月号に「戦争に抗する」という小論を発表しましたので関心のある方はぜひとも読んでみて下さい。

最後に、いわゆる「慰安婦」問題について一言述べて、わたしの発言を締めくくります。

今日のわたしの発言の趣旨は、戦争状態とは市民にとっての奴隷状態だということをみなさんと共有することでした。今日はロックを引用しながら奴隷状態について話しましたが、1926年に制定され、56年に改正された奴隷条約にも同様の定義があります。つまり、他者に自らの所有権の一部、あるいは全てを強制的に行使されている状態です。ちなみに、日本はどのようなわけか、123カ国が加盟している現在の「奴隷制度廃止補足条約」に署名も批准もしていません。

現在の安倍政権は、対外的には河野談話を継承するといいいながら、国内的には、奴隷狩りのようにして女性たちを「慰安所」に強制的に連行したのではなければ、「慰安婦」問題はなんらの人権侵害もなかったかのように論じています。しかしながら、一部訂正を求めたと報じられている、96年に国連人権委員会に提出されたクマラスワミ報告で彼女が依拠しているのが、26年の奴隷条約における奴隷の定義です。性奴隷制の定義は「戦時、軍によって、または軍のために、性的サービスを与えることを強制される」というものです。

残念なことに、「慰安婦」問題は当時公娼制度があったから合法だった、自由意志で行った、金銭が支払われていたといった妄言が社会に流布していますが、戦争状態とはどのような状態なのかを説明しない政府と、慰安所でなにが行われていたのかを説明しない政府、つまり奴隷状態の入り口の話をして、じっさいに奴隷状態におかれた市民については語らない、または放置し続ける態度は、明らかに共通したものがあります。それは、戦争状態になれば、利用される危険性が高い生殖能力をもった女性の身体に対する侵害を、極力小さく見せようとする態度です。

わたしたちの人権、市民としての権利と決して両立しえない戦争、つまり奴隷状態に対して、大きな声でノーを突きつける運動がさらに広がることを願いながら、私の発言を終わらせていただきます。